○厚生労働省告示第百五十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三十六条第三項第一号及び第八項の規定に基づき、平成二十九年度に係る同条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十四号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十四年法律第百六十号）第三十一条の二第三項第一号及び第七項の規定に基づき、平成二十九年度に係る同条第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十五号

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第十五条第五項の規定に基づき、平成二十九年度に係る同項の厚生労働大臣が定める利率は、年〇パーセントとする。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十六号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令（昭和五十九年厚生省令第五十五号）第二条の三の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成二十九年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項から第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第1に次のように加える。

1133	ハロタン用麻酔薬気化器
1134	メトキシフルラン用麻酔薬気化器

別表第2の1228及び1229を次のように改める。

1228及び1229	削除

別表第3に次のように加える。

1196	質量分析装置

○厚生労働省告示第百五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

1211	質量分析装置

○厚生労働省告示第百五十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号。以下「告示」という。）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、別表第一の十一の項に掲げる品目のうちハロタン用麻酔薬気化器については、公布の日から起算して一年間は、改正後の告示別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一に次のように加える。

十一	1　イソフルラン用麻酔薬気化器 2　デスフルラン用麻酔薬気化器 3　セボフルラン用麻酔薬気化器 4　ハロタン用麻酔薬気化器	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1　濃度設定範囲及び濃度精度 2　気密性 3　濃度調整機構 4　高流量酸素添加に伴う蒸気圧力 5　円錐コネクタの形状及び精度 6　交差汚染防止機能 7　薬液充填機能 8　薬液漏出防止機能	麻酔システムに接続し、揮発性麻酔薬をあらかじめ設定された濃度に気化させるために使用すること。

別表第三の二十七の項及び三百七十二の項使用目的又は効果の欄中「こと。」の下に「なお、MR装置の静磁場強度は四テスラ以下であること。」を加える。

別表第三の七百六十六の項を次のように改める。

七百六十六	削除	削除

別表第三の八百二十七の項使用目的又は効果の欄中「こと。」の下に「なお、MR装置の静磁場強度は四テスラ以下であること。」を加える

○厚生労働省告示第百六十号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第六条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第六条第一項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月三十一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

495	質量分析装置